

○地方公務員災害補償法第 59 条関係事務の

取扱いについて

昭和 43 年 5 月 10 日地基補第 151 号

各 支 部 長 あ て 理 事 長

第 1 次改正 昭和 46 年 3 月 27 日地基補第 122 号

第 2 次改正 昭和 49 年 7 月 16 日地基補第 307 号

第 3 次改正 昭和 54 年 4 月 17 日地基審第 22 号

第 4 次改正 昭和 54 年 8 月 27 日地基審第 45 号

第 5 次改正 昭和 56 年 7 月 20 日地基審第 32 号

第 6 次改正 昭和 56 年 12 月 25 日地基審第 46 号

第 7 次改正 昭和 57 年 9 月 30 日地基企第 33 号

第 8 次改正 昭和 62 年 2 月 27 日地基企第 8 号

第 9 次改正 平成 2 年 10 月 1 日地基企第 20 号

第 10 次改正 平成 5 年 8 月 23 日地基審第 41 号

第 11 次改正 平成 6 年 3 月 4 日地基審第 18 号

第 12 次改正 平成 8 年 3 月 29 日地基審第 27 号

第 13 次改正 平成 13 年 3 月 21 日地基訟第 20 号

第 14 次改正 平成 24 年 3 月 23 日地基訟第 27 号

標記について下記のとおり定めたので、その処理に遺漏のないようにされたい。

## 記

### I 基本的事項

1 本条に規定する「第三者」とは、「被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のもの」をいい、同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合において、当該地方公共団体が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定により損害賠償の責を負うこととなる時等は、本条の適用はないものとする。

2 本条に規定する「補償を行ったとき」とは、「法（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）をいう。以下同じ。）の規定に基づき現実に補償を行ったとき」をいい、補償実施事務手続上、補償額の決定を行ったのみでは、基金は、求償権（補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、補償を行ったことにより基金が代位する請求権をいう。以下同じ。）を取得しないものとする。

3 本条に規定する「補償を受けるべき者」とは、「法第 25 条の規定による各種の補償、法附則第 5 条の 3 の規定による障害補償年金前払一時金、法附則第 6 条の規定による遺族補償年金前払一時金又は法第 44 条の規定による未支給の補償（法附則第 5 条の 2 の規定による障害補償年金差額一時金に係る未支給の補償を除く。）の受給権者（法の規定に基づき補償を受ける権利を有する者をいう。以下同じ。）」をいう。（第 6 次改正・一部）

4 本条に規定する「同一の事由」とは、「補償の対象となる損害と同一内容の損害」をいい、補償の種類に応じ、次のとおりとする。

#### (1) 療養補償

被災職員の受けた傷病の治療のために費用を支出したことによる損害

#### (2) 休業補償

被災職員がその受けた傷病又はその治療のために労務に服することが

できず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害（第2次改正・一部）

(3) 傷病補償年金

被災職員がその受けた傷病により障害の状態にあり、その結果労働能力を失い、そのために収入を得られなくなったことによる損害（第3次改正・追加、第7次改正・一部）

(4) 障害補償及び障害補償年金前払一時金

被災職員がその受けた傷病の治ゆ後において障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を失い、そのために収入を得られなくなったことによる損害（第3次改正・1号線下、第6次改正・一部、第7次改正・一部）

(4)の2 介護補償

被災職員がその受けた傷病により障害の状態にあるため又は当該傷病の治ゆ後において障害を残したために常時又は随時介護を要する状態となり、当該介護を受けるために費用を支出することとなったことによる損害及び親族又はこれに準ずる者が当該介護に従事することとなったことによる損害（第12次改正・追加）

(5) 遺族補償及び遺族補償年金前払一時金

被災職員が死亡したために将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害のうち、受給権者が承継した損害及び被災職員が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害（第3次改正・1号線下、第6次改正・一部）

(6) 葬祭補償

被災職員が死亡したことにより、その葬祭のために費用を支出したことによる損害（第3次改正・1号線下）

5 本条に規定する「損害賠償を受けたとき」には、現実に損害賠償を受けたときのほか、損害賠償に関し、第三者との間に適法に示談が成立したときを含むものとする。

6 受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権の全部又は一部を放棄した場合においても、基金は、その放棄された部分について免責（補償の義務を免かれることをいう。以下同じ。）されないものとする。

## II 損害賠償を受ける前に補償を行なった場合の取扱い

1 基金が取得する求償権の範囲は、補償の種類ごとにそれぞれ I の 4 による補償の事由と同一の事由による損害に係る請求しうる損害額（受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権に属する金額をいう。以下同じ。）とする。

ただし、訟務課長が別に定める第三者に対して基金が取得する求償権の範囲は、訟務課長が別に定める額とする。（第 14 次改正・一部）

2 支部長は、1 による請求しうる損害額をおおむね別紙に定める方法により計算し、損害額及びその内訳を第三者に対し通知するものとする。（第 14 次改正・一部）

3 I の 6 により補償を行なった場合には、基金は、その部分については、求償権を取得しない。

## III 補償を行う前に損害賠償を受けた場合の取扱い

1 基金が免責される範囲は、補償の種類ごとにそれぞれ I の 4 による補償の事由と同一の事由による損害に係る請求しうる損害額の範囲内で、受給権者が第三者から損害賠償として受けた金額（以下「損害賠償の額」という。）とする。（第 14 次改正・一部）

2 支部長は、受給権者が第三者から損害賠償を受けようとするときは、損害賠償の額について、I の 4 による補償の事由と同一の事由ごとに、請求

しうる損害額となるよう助言するものとする。（第 14 次改正・一部、1 号  
繰上）

3 年金たる補償を行うべき場合において、当該補償と同一の事由による損害  
に係る損害賠償の額が支給されるべき補償の合計額に満たないときは、各月  
に支給されるべき年金たる補償の合計額が、当該損害賠償の額を超えること  
となる月から当該補償に係る支給を開始するものとし、その月に支給される  
べき年金たる補償の額は、その月までに支給されるべき年金たる補償の合計  
額から損害賠償の額を控除して得た額とする。（第 14 次改正・一部、1 号  
繰上）

4 3の規定は、介護補償を行うべき場合について準用する。（第 12 次改正・追  
加、第 14 次改正・一部、1 号繰上）

## 別紙

### 請求しうる損害額の計算方法

#### I 原則的計算方法

1 療養補償と同一の事由による請求しうる損害額  
法に定める療養補償の基準と同一の基準による。

2 休業補償と同一の事由による請求しうる損害額  
休業補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額（以下この号におい  
て「平均給与額」という。）に休業期間を乗じて算出する。ただし、時間  
を単位とする請求しうる損害額については、平均給与額からその日につい  
て受けた収入を控除し、その額に当該時間を単位とする期間を乗じて算出  
する。（第 8 次改正・一部）

（計算例）

$X = W \times T$       Xは請求しうる損害額

Wは平均給与額

Tは休業期間

3 障害補償及び障害補償年金前払一時金と同一の事由による請求しうる損害額

平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額をいい、その額が地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定による総務大臣の定める額に満たない場合には当該総務大臣の定める額とする。以下この号及び4において同じ。）の年額に被災職員の労働能力喪失率及び就労可能年数に応じた係数を乗じて算出する。ただし、当該被災職員が症状固定後において、従前の職務に引き続き服しており、現在又は将来における収入の減少が予見されない等の理由によって、労働能力の喪失又は減退による損害が、具体的に生じないと認められる場合には、当該身体障害による喪失又は減少した得べかりし利益は生じないものとして取り扱うこと。（第1次改正・全部、第6次改正・一部、第8次改正・一部、第9次改正・一部、第11次改正・一部、第13次改正・一部）

（計算例）  $X = W \times 365 \times P \times$

k

Xは請求しうる損害額

Wは平均給与額

Pは労働能力喪失率

kは就労可能年数に応じた係数

注 ① 「労働能力喪失率」は、障害の程度に応じ、次によるものとする。

1級	100%	8級	45%
2級	100%	9級	35%
3級	100%	10級	27%
4級	92%	11級	20%

5級	79%	12級	14%
6級	67%	13級	9%
7級	56%	14級	5%

- ② 「就労可能年数」については、次の「就労可能年数表」における被災職員の災害発生時の年齢に応じた年数とする。ただし、判決、文書による示談等において、就労可能年数が明示されている場合は、当該明示された年数によることができる。（第2次改正・一部、第4次改正・一部、第5次改正・一部、第10次改正・全部）

就労可能年数表

年齢	就労可能年数	年齢	就労可能年数	年齢	就労可能年数	年齢	就労可能年数	年齢	就労可能年数
15	52	32	35	49	18	66	8	83	3
16	51	33	34	50	17	67	8	84	3
17	50	34	33	51	16	68	7	85	3
18	49	35	32	52	15	69	7	86	3
19	48	36	31	53	14	70	6	87	3
20	47	37	30	54	13	71	6	88	2
21	46	38	29	55	12	72	6	89	2
22	45	39	28	56	12	73	6	90	2
23	44	40	27	57	11	74	5	91	2
24	43	41	26	58	11	75	5	92	2
25	42	42	25	59	11	76	5	93	2
26	41	43	24	60	10	77	4	94	2
27	40	44	23	61	10	78	4	95	2
28	39	45	22	62	9	79	4	96	2
29	38	46	21	63	9	80	4	97	1
30	37	47	20	64	9	81	4	以上	
31	36	48	19	65	8	82	3		

- ③ 「就労可能年数に応じた係数」は、就労可能年数に応じ、次の「法定利率による単利年金現価係数表」によるものとする。

法定利率による単利年金現価係数表

就労可能年数	係数	就労可能年数	係数	就労可能年数	係数

1	0.952	23	15.045	45	23.231
2	1.861	24	15.500	46	23.534
3	2.731	25	15.944	47	23.832
4	3.564	26	16.379	48	24.126
5	4.364	27	16.804	49	24.416
6	5.134	28	17.221	50	24.702
7	5.874	29	17.629	51	24.984
8	6.589	30	18.029	52	25.261
9	7.278	31	18.421	53	25.535
10	7.945	32	18.806	54	25.806
11	8.590	33	19.183	55	26.072
12	9.215	34	19.554	56	26.335
13	9.821	35	19.917	57	26.595
14	10.409	36	20.275	58	26.852
15	10.981	37	20.625	59	27.105
16	11.536	38	20.970	60	27.355
17	12.077	39	21.309	61	27.602
18	12.603	40	21.643	62	27.846
19	13.116	41	21.970	63	28.087
20	13.616	42	22.293	64	28.325
21	14.104	43	22.611	65	28.560
22	14.580	44	22.923		

#### 4 遺族補償及び遺族補償年金前払一時金と同一の事由による請求しうる損害額

平均給与額の年額から被災職員の生活費の年額を差し引いた額に被災職員の就労可能年数に応じた係数及び受給権者の相続分を乗じて算出する

(計算例1)。

なお、受給権者が相続人でない場合には、その者の請求しうる損害額は、受給権者の生活費の年額（受給権者に収入がある場合は、その生活費の年額からその年間収入の額を差し引いた額とする。）に被災職員の就労可能年数又は受給権者の平均余命年数のうちいずれか少ない方の年数に応じた係数を乗じて算出する（計算例2）。（第1次改正・全部、第6次改正・一部）

(計算例1)

$$X = (W \times 365 - S_1 \times 12) \times k \times K$$



Xは請求しうる損害額

Wは平均給与額

$S_1$ は被災職員的生活費の月額

kは就労可能年数に応じた係数

Kは受給権者の相続分

$$\text{(計算例 2)} \quad X = (S_2 \times 12 - I) \times k$$

Xは請求しうる損害額

$S_2$ は受給権者生活費の月額

Iは受給権者の年間収入の額

kは被災職員の就労可能年数又は受給権者の平均余命年数に応じた係数

注 ① 被災職員又は受給権者生活費の月額は、総務省統計局の作成に係る「家計調査年報」（被災職員の死亡当時における最新のものによる。）所掲の全国全世帯年平均1か月間の消費支出額を平均世帯人員数で除して得た額とするものとする。（第12次改正・一部、第13次改正・一部）

② 「平均余命年数に応じた係数」は、平均余命年数（厚生労働省大臣官房統計情報部の作成に係る死亡当時における最新の簡易生命表によるものとし、1年未満の端数は、これを切り上げた年数とする。）に応じ、3の注③に掲げる「法定利率による単利年金現価係数表」によるものとする。（第2次改正・一部、第4次改正・一部、第5次改正・一部、第13次改正・一部）

5 葬祭補償と同一の事由による請求しうる損害額

葬祭に要した現実の費用とする。

## II 被災職員に過失がある場合の計算方法

被災原因に被災職員の過失がある場合には、損害額について過失相殺が行われるものであるため、この場合、請求しうる損害額の計算は次によるものとする。なお、過失相殺を行う場合における過失割合は、原則として、支部長が自己の調査で決めることとし、事案の内容に応じて、取調べ警察署長等の意見を徴することが適当と認められる場合には、適宜、意見を徴して決めるものとする。

### 1 被災職員についてのみ損害が生じている場合

補償の事由と同一の事由による損害ごとに、Iにより算出した請求しうる損害額に第三者の過失割合を乗じて算出する。

### 2 第三者についても損害が生じている場合

補償の事由と同一の事由による損害ごとに、Iにより算出した請求しうる損害額に第三者の過失割合を乗じて得た額から、Iに準じて算出した第三者の損害額に被災職員の過失割合を乗じて得た額を控除して算出する。

(参考)

### 逸失利益の算定に関する資料

#### 1 被災職員等の生活費の月額

(総務省統計局作成の「家計調査年報」による。)

区 分	全国全世帯の平均世帯人員数	全国全世帯年平均1か月間の消費支出額	1人当たりの生活費の月額
	人	円	円
昭和58年	3.76	259,521	69,022
昭和59年	3.72	266,319	71,591
昭和60年	3.71	273,114	73,616
昭和61年	3.69	276,374	74,898
昭和62年	3.67	280,944	76,551
昭和63年	3.63	291,122	80,199
平成元年	3.61	299,350	82,922
平成2年	3.56	311,174	87,408
平成3年	3.57	327,113	91,628
平成4年	3.53	333,661	94,522

平成5年	3.49	335,246	96,059
平成6年	3.47	333,840	96,207
平成7年	3.42	329,062	96,217
平成8年	3.34	328,849	98,458
平成9年	3.34	333,313	99,794
平成10年	3.31	328,186	99,150
平成11年	3.30	323,008	97,881
平成12年	3.24	317,133	97,881
平成13年	3.22	308,692	95,867
平成14年	3.19	306,129	95,965
平成15年	3.21	302,623	94,275
平成16年	3.19	304,203	95,361
平成17年	3.15	300,903	95,525
平成18年	3.12	295,332	94,658
平成19年	3.10	297,139	95,851
平成20年	3.13	296,932	94,866
平成21年	3.11	291,737	93,806
平成22年	3.09	290,244	93,930
平成23年	3.08	282,966	91,872
平成24年	3.07	286,169	93,215
平成25年	3.05	290,454	95,231
平成26年	3.03	291,194	96,104
平成27年	3.02	287,373	95,157

## 2 平均余命年数

(厚生労働省大臣官房統計情報部作成の「平成27年簡易生命表」による。)

年 齢	平 均 余 命		年 齢	平 均 余 命	
	男	女		男	女
0 週	80.79	87.05	50	32.39	38.13
1	80.83	87.09	51	31.48	37.19
2	80.82	87.08	52	30.57	36.25
3	80.80	87.06	53	29.67	35.31
4	80.79	87.05	54	28.77	34.38
2 月	80.72	86.98			
3	80.64	86.90	55	27.89	33.45
6	80.42	86.68	56	27.00	32.52
			57	26.13	31.60
0 年	80.79	87.05	58	25.27	30.67
1	79.95	86.21	59	24.41	29.75
2	78.98	85.23			
3	78.00	84.25	60	23.55	28.83
4	77.01	83.26	61	22.71	27.92
			62	21.88	27.01
5	76.02	82.27	63	21.06	26.11
6	75.02	81.27	64	20.25	25.21

7	74.03	80.28			
8	73.04	79.29	65	19.46	24.31
9	72.04	78.29	66	18.67	23.42
			67	17.90	22.54
10	71.05	77.30	68	17.14	21.66
11	70.06	76.30	69	16.38	20.79
12	69.06	75.31			
13	68.07	74.31	70	15.64	19.92
14	67.07	73.32	71	14.91	19.06
			72	14.19	18.21
15	66.08	72.32	73	13.49	17.37
16	65.09	71.33	74	12.79	16.53
17	64.11	70.34			
18	63.12	69.35	75	12.09	15.71
19	62.15	68.36	76	11.42	14.89
			77	10.75	14.09
20	61.17	67.37	78	10.11	13.31
21	60.20	66.38	79	9.49	12.54
22	59.22	65.39			
23	58.25	64.41	80	8.89	11.79
24	57.28	63.42	81	8.32	11.06
			82	7.78	10.36
25	56.31	62.43	83	7.26	9.68
26	55.34	61.45	84	6.77	9.03
27	54.37	60.46			
28	53.40	59.48	85	6.31	8.40
29	52.43	58.50	86	5.87	7.80
			87	5.47	7.23
30	51.46	57.51	88	5.08	6.69
31	50.49	56.53	89	4.72	6.17
32	49.52	55.55			
33	48.55	54.57	90	4.38	5.70
34	47.58	53.59	91	4.08	5.25
			92	3.80	4.84
35	46.62	52.61	93	3.55	4.46
36	45.65	51.63	94	3.31	4.11
37	44.69	50.65			
38	43.72	49.68	95	3.09	3.79
39	42.76	48.70	96	2.89	3.50
			97	2.71	3.22
40	41.80	47.73	98	2.53	2.97
41	40.84	46.76	99	2.37	2.74
42	39.89	45.79			
43	38.94	44.82	100	2.23	2.52
44	37.99	43.86	101	2.09	2.33
			102	1.96	2.14
45	37.05	42.90	103	1.84	1.98
46	36.11	41.94	104	1.73	1.82
47	35.17	40.98			

48	34.24	40.03	105~	1.63	1.68
49	33.31	39.08			